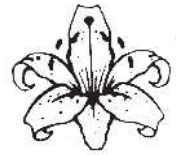


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 3 月 29 日 (火曜日)

定期 第 295 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三七四円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一一五一二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ	
<b>〇告示</b>		
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境農政・大気水質課)	181	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び同法第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課) 184
解除予定保安林にする旨の通知 (環境農政・水源環境保全課)	181	構造計算適合性判定の業務の廃止の許可 (県土整備・建築安全課) 184
保安林の解除予定 (横須賀三浦地域県政総合センター)	181	<b>〇監査委員公表</b>
保安林の指定施業要件の変更予定 (湘南地域県政総合センター)	182	監査の結果により講じた措置について (3件) 184
都市計画事業の事業計画の変更認可 (2件) (県土整備・都市計画課)	182	<b>〇選挙管理委員会告示</b>
道路の供用開始 (県土整備・道路管理課)	182	公職選挙法施行令による施設の指定 186
河川区域の変更 (県土整備・河川課)	183	<b>〇公告</b>
河川保全区域の変更 (県土整備・河川課)	183	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による監督処分 (環境農政・資源循環推進課) 186
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	183	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要 (3件) (産業労働・商業流通課) 187
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防海岸課)	183	公共測量の実施通知 (2件) (県土整備・建設業課) 188
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定による土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防海岸課)	184	公共測量の終了通知 (3件) (県土整備・建設業課) 188
		河川整備計画の策定 (県土整備・河川課) 188
		開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所) 188
		<b>〇入札公告</b>
		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (3件) (警察・会計課) 189

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第139号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域 (以下「要措置区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 要措置区域  
中郡二宮町川匂字関ノ上143番並びに中郡二宮町川匂字関ノ上137番1、137番4、137番5、140番2、140番5、140番6及び山西字川端510番1の各一部 (次の図に示す部分に限る。)
- 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課において一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第140号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林を解除予定保安林にする旨の通知があった。

令和 4 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 解除予定保安林の所在場所  
相模原市緑区澤井字栃谷1, 991の6
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

この公報は再生紙を使用しています

**神奈川県告示第141号**

次のように保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 解除予定保安林の所在場所  
鎌倉市佐助一丁目612の2、材木座六丁目849の24、849の26、850の11
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**神奈川県告示第142号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊勢原市大山字坂本山54（次の図に示す部分に限る。）、字カアブリ57、58（次の図に示す部分に限る。）、字笈平85の1（次の図に示す部分に限る。）、86、87の1、字黒岩88、89・90（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、91、字石切場167・168（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字影取169、170、字浅間山759、760、字扇平761の1（次の図に示す部分に限る。）、761の2、762の1、762の2、763の1（次の図に示す部分に限る。）、763の2、768の1、768の2・769（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字丸山771、772
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び伊勢原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**神奈川県告示第143号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年神奈川県告示第117号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
茅ヶ崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
茅ヶ崎市都市計画道路事業3・4・1号新国道線
- 3 事業施行期間  
平成12年5月26日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
茅ヶ崎市本村四丁目、本村五丁目、茅ヶ崎一丁目、茅ヶ崎二丁目及び茅ヶ崎三丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**神奈川県告示第144号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和3年神奈川県告示第4号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 施行者の名称  
伊勢原市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
伊勢原都市計画下水道事業伊勢原第3号公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和53年10月24日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
伊勢原市下平間字久保尻、神戸字十六町及び字稲荷町、東大竹字上谷戸、三ノ宮字宝地及び字石原田並びに岡崎字矢羽根、字天神下、字御嶽、字花立及び字権現堂地内
  - (2) 使用の部分  
なし

**神奈川県告示第145号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県土木整備局道路部道路管理課及び神奈川県横須賀土木事務所において、令和4年3月29日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 道路の種類及び路線名  
県道横須賀三崎
- 2 供用開始の区間  
横須賀市林五丁目1,217番1から同 1,638番2まで

3 供用開始の日  
令和 4 年 3 月30日

**神奈川県告示第146号**

河川法（昭和39年法律第167号）第 6 条第 1 項第 3 号の規定により指定した二級河川境川水系境川に係る河川区域の一部を次の図に示すとおり変更する。

令和 4 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県県土整備局河川下水道部河川課及び神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターに備え置いて縦覧に供する。）

**神奈川県告示第147号**

河川法（昭和39年法律第167号）第54条第 1 項の規定により指定した二級河川境川水系境川に係る河川保全区域の一部を次の図に示すとおり変更する。

令和 4 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県県土整備局河川下水道部河川課及び神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターに

備え置いて縦覧に供する。）

**神奈川県告示第148号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
飯山24	厚木市飯山地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
上荻野 8	厚木市上荻野地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
中荻野 6	厚木市中荻野地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下荻野 6	厚木市下荻野地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
鳶尾一丁目 2	厚木市鳶尾一丁目及び中荻野地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第149号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 3 月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解 除 す る 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
飯山21	厚木市飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	飯山21	厚木市飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
飯山26	厚木市飯山及び温水のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	飯山26	厚木市飯山及び温水のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上古沢 3	厚木市上古沢及び飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上古沢 3	厚木市上古沢及び飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上荻野12	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上荻野12	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上荻野16	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上荻野16	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鳶尾五丁目 1	厚木市鳶尾五丁目、上荻野及びみはる野一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鳶尾五丁目 1	厚木市鳶尾五丁目、上荻野及びみはる野一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
みはる野一丁目 2	厚木市みはる野一丁目、上荻野、棚沢及び中荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	みはる野一丁目 2	厚木市みはる野一丁目、上荻野、棚沢及び中荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山際 3	厚木市山際のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	山際 3	厚木市山際のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-----------	---------------------

飯山24	厚木市飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
下荻野6	厚木市下荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
鳶尾一丁目2	厚木市鳶尾一丁目及び中荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
中荻野6	厚木市中荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土 砂 災 害 警 戒 区 域			土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域			
区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
飯山21	厚木市飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	飯山21	厚木市飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
飯山26	厚木市飯山及び温水のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	飯山26	厚木市飯山及び温水のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上荻野8	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上荻野8	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上荻野12	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上荻野12	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上荻野16	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上荻野16	厚木市上荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
上古沢3	厚木市上古沢及び飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	上古沢3	厚木市上古沢及び飯山のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鳶尾五丁目1	厚木市鳶尾五丁目、上荻野及びみはる野一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	鳶尾五丁目1	厚木市鳶尾五丁目、上荻野及びみはる野一丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
みはる野一丁目2	厚木市みはる野一丁目、上荻野、棚沢及び中荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	みはる野一丁目2	厚木市みはる野一丁目、上荻野、棚沢及び中荻野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。）

神奈川県告示第152号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の18第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の廃止を次のとおり許可した。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
一般財団法人神奈川県建築安全協会  
横浜市中区元浜町三丁目21番2号
- 2 廃止する構造計算適合性判定の業務の範囲  
全部
- 3 廃止する日  
令和4年3月31日

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第9号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県議会議長から監査の結果により措置を講じた旨の通知が

あったので、その内容を公表する。

令和 4 年 3 月 29 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 嶋 村 た だ し  
 同 てらさき 雄 介

1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年 12 月 10 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 20 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局分

1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
経理課	令和 3 年 9 月 14 日 (令和 3 年 8 月 4 日 及び同月 5 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、神奈川県議会 議場機器操作業務委託(単価契約、 支出額 5,412,000 円)について、再度 入札の不調による随意契約の締結に 当たり、神奈川県財務規則運用通知 に定める見積合せを省略できる要件 に該当しないにもかかわらず、一者 随意契約を行っていた。	不適切事項については、見積合せを省略できる要件に 該当するものと認識していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、再度入札の不調 による随意契約の締結に当たっては、見積合せを実施す ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県監査委員公表第 10 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県人事委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 3 月 29 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 嶋 村 た だ し  
 同 てらさき 雄 介

1 措置の対象となった監査の結果

令和 3 年 12 月 10 日 (神奈川県公報号外第 74 号) 神奈川県監査委員公表第 20 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち人事委員

会分 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
人事委員会事務局総務課	令和 3 年 9 月 7 日 (令和 3 年 8 月 3 日 職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、電気・機械試験 問題集の使用料 1 件、110,000 円に ついて、政府契約の支払遅延防止等 に関する法律に定められている期限 までに支払を行っていなかった。こ のため、遅延利息 900 円を支払わな なければならないにもかかわらず、こ れを支払っていなかった。	不適切事項については、組織的な確認体制及び支出手 続に関する関係法令の理解が不十分であったことによる ものであり、遅延利息 900 円については、受託者から受 領辞退の申出があったため支払わないこととした。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による 確認体制を強化するとともに、関係法令の理解の向上 を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。

神奈川県監査委員公表第 11 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 3 月 29 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 嶋 村 た だ し  
 同 てらさき 雄 介

1 措置の対象となった監査の結果

令和3年12月10日（神奈川県公報号外第74号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分（既報告の1か所を除く。）3か所に係る3事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務部施設課	令和3年8月10日及び同年9月14日（令和3年6月7日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、山手警察署バンザマスト設置工事請負契約（契約額6,380,000円）について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、神奈川県財務規則運用通知に関する認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県南警察署	令和3年7月14日（令和3年5月17日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和2年4月分の電気料金102,117円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前入金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、同月分のガス料金203,490円を支払期限より後に支払うこととなり、その結果、延滞利息399円及び口座振替割引取消額660円を支払っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、職員間の情報共有を密にして進行管理を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県戸部警察署	令和3年5月26日（令和3年4月9日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、被疑者運搬費及び食事代ほか1件（支出額計17,722円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則に基づく検査調書省略時の事務手続の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則に基づく事務手続の遵守に努めることとした。

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項の規定による施設として、次のとおり指定した。

令和4年3月29日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 国 吉 一 夫

名 称	所 在 地
ニチイホーム東戸塚	横浜市南区六ツ川4-1, 171

公 告

令和4年3月9日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり処分を行いました。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

- (1) 所在地 横浜市金沢区鳥浜町1番地の1
- (2) 名 称 浜一運送株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 田島 和夫

2 許可の内容

許可の種類	事業の区分	許 可 年月日	許可番号	取り扱う廃棄物の種類
産業廃棄物収集運搬業	収集運搬（積替え・保管を除く。）	平成28年10月20日	01402161511	廃プラスチック類、紙くず、木くず

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を除く。）の許可取消し

4 処分年月日

令和4年3月9日

5 処分の理由

浜一運送株式会社の役員は、刑法第204条（傷害）の罪により、令和元年6月3日に川崎簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、同月20日に刑が確定し、同日に刑の執行を終了してから5年を経過していない。

これにより、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ニ））に該当するに至り、法第14条の3の2第1項第4号に該当するため。

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和4年3月29日から同年7月29日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和4年3月29日から同年7月29日までに知事に意見書を提出できます。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社  
東京都千代田区丸の内1-3の2  
代表取締役 橋 正喜 ほか2者

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

コーナン鎌倉大船モール  
鎌倉市岡本字耕地1,238の1 ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称等

変 更 前	変 更 後
山陰総合リース株式会社 島根県松江市白潟本町63 代表取締役 山本 陽一郎 ほか2者	ごうぎんリース株式会社 島根県松江市白潟本町63 代表取締役 杉原 伸治 ほか2者

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社文教堂 川崎市高津区久本3-1の28 代表取締役 佐藤 協治 ほか10者	株式会社田原屋 川崎市川崎区駅前本町4の1 代表取締役 田熊 太郎 ほか10者

4 変更の年月日

令和4年1月1日ほか

5 届出年月日

令和4年3月1日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和4年3月29日から同年7月29日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和4年3月29日から同年7月29日までに知事に意見書を提出できます。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社島半  
秦野市鈴張町5の30  
代表取締役 鈴木 子守氏

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

島半94ビル  
秦野市平沢字久保頭530の1 ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) 島半94ビル建設計画	島半94ビル

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台2-19の10 代表取締役 大原 孝治	株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台2-19の10 代表取締役 吉田 直樹

4 変更の年月日

令和元年9月25日ほか

5 届出年月日

令和4年3月1日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和4年3月29日から同年7月29日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和4年3月29日から同年7月29日までに知事に意見書を提出できます。

令和4年3月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社バルク  
埼玉県鶴ヶ島市脚折1,646  
代表取締役 原島 一誠

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ秦野  
秦野市曾屋字清水窪1,240の1 ほか

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
(仮称) フォルテ秦野	フォルテ秦野

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社ベルク 埼玉県鶴ヶ島市脚折1,646 代表取締役 大島 孝之	株式会社ベルク 埼玉県鶴ヶ島市脚折1,646 代表取締役 原島 一誠

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
株式会社ベルク 埼玉県鶴ヶ島市脚折1,646 代表取締役 大島 孝之 ほか未定	株式会社ベルク 埼玉県鶴ヶ島市脚折1,646 代表取締役 原島 一誠 ほか3者

- 4 変更の年月日  
令和2年9月9日ほか
- 5 届出年月日  
令和4年3月1日

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、茅ヶ崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和4年3月29日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の地域  
茅ヶ崎市小和田地区
- 3 測量の期間  
令和4年2月17日から同年3月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、海老名市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

令和4年3月29日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点復旧測量及び4級基準点測量）
- 2 測量の地域  
海老名市上郷地内及び国分北三丁目地内
- 3 測量の期間  
令和4年2月16日から同年3月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、横須賀市上下水道局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和4年3月29日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（水準測量）
- 2 測量の地域

横須賀市大津町一丁目17番先から同市浦賀一丁目8番先まで  
3 測量の期間  
令和3年11月1日から令和4年1月6日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県藤沢土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和4年3月29日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、路線測量及び地形測量）
- 2 測量の地域  
一級河川相模川水系小出川（茅ヶ崎市芹沢地先ほか）
- 3 測量の期間  
令和3年9月27日から令和4年1月31日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神奈川県平塚土木事務所長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨通知がありました。

令和4年3月29日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の地域  
伊勢原市小稲葉地先ほか
- 3 測量の期間  
令和3年9月22日から令和4年1月31日まで

河川法第16条の2第1項の規定により、令和4年3月22日に、酒匂川水系酒匂川・河内川河川整備計画を策定しましたので、その写しを神奈川県県土整備局河川下水道部河川課、神奈川県平塚土木事務所、神奈川県西土木事務所及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターに備え置いて一般の縦覧に供します。

令和4年3月29日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月29日  
神奈川県厚木土木事務所長 森 谷 保

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市門沢橋2-649の1ほか5筆
開発区域の面積	1,692.80平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市南区中島町4-74の5



開発許可を受けた者の氏名	株式会社エリアナビ 代表取締役 尾上 幸夫
開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	令和 3 年 8 月 27 日 神奈川県指令厚土東第610032号 (令和 3 年 11 月 8 日 神奈川県指令厚土東第610054号)

## 入 札 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 調達内容

##### (1) 件名

神奈川県警察ウェブサイト構築業務

##### (2) 業務内容及び契約の条件等

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

##### (4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「情報処理業務委託」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ確に遂行し得る者であること。

(4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

##### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

##### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

##### ウ 申請期限

令和 4 年 4 月 25 日(月)午後 5 時 15 分

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8403 横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係 吉留 誠 電話(045)211-1212 内線2248

なお、この入札説明書は、かながわ電子入札共同システムにも掲載しています。

#### (2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 3 月 29 日(火)から同年 4 月 25 日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 4 月 25 日(月)午後 5 時 15 分までにかながわ電子入札共同システム又は持参により3の(1)の場所に提出してください(持参による場合は、土曜日及び日曜日を除く。)

#### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

##### (1) 入札期間

令和 4 年 5 月 12 日(木)午前 8 時 30 分から同月 16 日(月)午後 5 時 15 分まで

##### (2) 開札日時

令和 4 年 5 月 17 日(火)午前 10 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 5 月 16 日(月)午後 5 時 15 分までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

また、持参による場合は、同期限までに同所へ入札書を提出してください(土曜日及び日曜日を除く。)

#### 6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 非公開にしている仕様及びドキュメントの開示

申請期限までに保秘に係る仕様書を提出し、非公開にして

いる仕様書及びドキュメントを閲覧してください。

(7) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

#### 7 Summary

- (1) The nature and quantity of the services to be purchased:  
Development of Web site for Kanagawa Prefectural Police
- (2) Time limit of tender : 5 : 15 p.m., May 16, 2022
- (3) Contact point for the notice : Makoto Yoshitome, Finance  
Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters,  
Kaigan-dori 2 - 4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken,  
231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext.2248

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 調達内容

- (1) 借入物品の名称及び数量  
ネットワーク関係機器の賃貸借及び保守 一式
- (2) 借入期間  
令和 4 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (3) 納入場所  
入札説明書及び仕様書によります。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

##### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721）

##### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

#### ウ 申請期限

令和 4 年 4 月 25 日(月)午後 5 時 15 分

#### エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8403 横浜市中区海岸通 2 - 4 神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係 吉留 誠 電話 (045) 211-1212 内線2248

なお、この入札説明書は、かながわ電子入札共同システムにも掲載しています。

- (2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 3 月 29 日(火)から同年 4 月 25 日(月)まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 4 月 25 日(月)午後 5 時 15 分までにかがわ電子入札共同システム又は持参により 3 の(1)の場所に提出してください（持参による場合は、土曜日及び日曜日を除く。）。

#### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県警察本部 8 階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

- (1) 入札期間

令和 4 年 5 月 20 日(金)午前 8 時 30 分から同月 24 日(火)午後 5 時 15 分まで

- (2) 開札日時

令和 4 年 5 月 25 日(水)午前 10 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 5 月 24 日(火)午後 5 時 15 分までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

また、持参による場合は、同期限までに同所へ入札書を提出してください（土曜日及び日曜日を除く。）。

#### 6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

#### 7 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

- (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行

った者を落札者とします。

- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 非公開にしている仕様及びドキュメントの開示  
申請期限までに保秘に係る仕様書を提出し、非公開にしている仕様書及びドキュメントを閲覧してください。
- (7) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

#### 8 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be leased :  
Lease and maintenance of network devices, 1 set
- (2) Time limit of tender : 5 : 15 p.m., May 24, 2022
- (3) Contact point for the notice: Makoto Yoshitome, Finance  
Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters,  
Kaigan-dori 2 - 4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken,  
231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext. 2248

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 3 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 調達内容

- (1) 件名  
電気通信設備の借用
- (2) 業務内容及び契約の条件等  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間  
令和 4 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (4) 履行場所  
入札説明書及び仕様書によります。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「その他の業務請負等委託」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ確に遂行し得る者であること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者で、自らの電気通信設備を用いて他人の通信を媒介するなどの電気通信役務を提供する事業の実績を有すること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステムである I SMS 認証を取得していること又は情報セキュリティの確保、管理を適正かつ厳正に遵守するための社内の規定を制定していること。
- (7) 品質マネジメントシステムである I S O 9001 (通信の登録範囲31) 認証を取得していること。
- なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、

次により資格審査を申請することができます。

#### ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎1階 電話(045)210-6721)

#### イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

#### ウ 申請期限

令和 4 年 4 月 25 日(月)午後 5 時 15 分

#### エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

#### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属  
郵便番号231-8403 横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係 吉留 誠 電話(045)211-1212 内線2248  
なお、この入札説明書は、かながわ電子入札共同システムにも掲載しています。

#### (2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 3 月 29 日(火)から同年 4 月 25 日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和 4 年 4 月 25 日(月)午後 5 時 15 分までにかながわ電子入札共同システム又は持参により 3 の(1)の場所に提出してください(持参による場合は、土曜日及び日曜日を除く。)

#### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課調度第二係において、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

#### (1) 入札期間

令和 4 年 5 月 11 日(水)午前 8 時 30 分から同月 13 日(金)午後 5 時 15 分まで

#### (2) 開札日時

令和 4 年 5 月 16 日(月)午前 10 時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 5 月 13 日(金)午後 5 時 15 分までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

また、持参による場合は、同期限までに同所へ入札書を提出してください（土曜日及び日曜日を除く。）。

#### 6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

#### 7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 非公開にしている仕様及びドキュメントの開示

申請期限までに保秘に係る仕様書を提出し、非公開にしている仕様書及びドキュメントを閲覧してください。

(7) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

#### 8 Summary

(1) The nature and quantity of the services to be purchased :

Lease of telecommunication facilities

(2) Time limit of tender : 5 : 15 p.m., May 13, 2022

(3) Contact point for the notice: Makoto Yoshitome, Finance

Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters,

Kaigan-dori 2 - 4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken,

231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext.2248